

2019年6月14日

冠婚葬祭大手の(株)ベルコに対する道労委命令に関する談話

日本労働組合総連合会北海道連合会
事務局長 杉山 元

1. 冠婚葬祭会社「ベルコ」の代理店にて、労組を立ち上げようとした従業員2名が会社から実質解雇されたことについて、不当労働行為救済の申し立てを受けた北海道労働委員会は6月13日、労働組合法上の使用者に該当するのは(株)ベルコであり、本件は不当労働行為に該当すると判断したうえで、解雇を取り消すよう命じた。

本命令は、本件解雇事件の本質を正しく認定し、本件解雇当時に遡って労使関係の原状回復を命じた画期的な救済命令であると高く評価する。

2. 4年前、道労委に申し立てた本事件の内容としては、(株)ベルコの代理店である、札幌支社管内の手稲支部に勤務する労働者が、苛酷な労働条件及び労働環境の改善を求めて労働組合を結成しようとした委員長と書記長の2人だけを「組合結成の首謀者」として実質的に解雇したことに対して、不当労働行為の救済を求めたものである。

これに対し、昨日の道労委の命令は、ベルコの不当労働行為を正面から認めたとうえで、「形式的には業務委託契約を結ばせて、実質的にはベルコの支社・支部・代理店に属する従業員に対し会社の指揮命令下に置く」といった業務委託契約の濫用を許さず、本件解雇は不当労働行為に該当するものと認定し、「委員長と書記長を解雇当時の原職相当職に戻すこと」、「会社が賃金バックペイ相当額を同人らに支払うこと」、「今後このような不当労働行為を繰り返さないようにするという趣旨のポストノーティスを(株)ベルコ本店の正面玄関の見やすい場所に掲示すること」を命じた。

3. 一方、北海道労働委員会と並行して行われている控訴審は、審理中である。今後においては、札幌高等裁判所が、北海道労働委員会の判断を確りと受け止めるよう強く求めると同時に、ベルコの問題については広く提起し、社会運動として世論を形成していくことが課題である。

4. 連合北海道は、ベルコのビジネスモデルが正当化され、使用者としての責任を何ら負わない働かせ方が拡大して労働者が救済されないシステムに歯止めをかけるべく、控訴審においても逆転勝利を目指し、連合本部と連携を図り、構成組織・地域協議会とともに引き続き、取り組みを進めていく。